

四日市市告示第 1 1 9 号

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智広

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 1 4 年四日市市告示第 3 8 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬額の助成)</p> <p>第 1 1 条</p> <p>報酬額の助成は、法第 8 条の規定に基づく成年被後見人、法第 1 2 条の規定に基づく被保佐人又は法第 1 6 条の規定に基づく被補助人（以下「被後見人等」という。）が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に報酬を負担する者がいない場合に限り行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 資産及び収入の状況から第 1 号に準じると認められる者</p>	<p>(報酬額の助成)</p> <p>第 1 1 条</p> <p>報酬額の助成は、法第 8 条の規定に基づく成年被後見人、法第 1 2 条の規定に基づく被保佐人又は法第 1 6 条の規定に基づく被補助人（以下「被後見人等」という。）が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に報酬を負担する者がいない場合に限り行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 資産及び収入の状況から第 1 号に準じると認められる者で、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる審判請求を行ったもの</p>

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)